

## 消防用設備等点検結果報告制度（消防法第17条の3の3）について

- 防火対象物の関係者は消火器など消防用設備等の点検結果を定められた期間ごとに、消防長又は消防署長により報告しなければなりません。
- 報告期間は、防火対象物の用途などに応じて定められています。

### 特定防火対象物

1年に1回

百貨店やホテル、旅館、地下街など不特定多数の者が利用する施設又は病院や社会福祉施設、幼稚園などの火災が発生した場合に人命危険が高い施設

### 非特定防火対象物

3年に1回

上記以外

共同住宅、学校、図書館、博物館、公衆浴場、神社、寺院、教会、工場、スタジオ、駐車場、倉庫、事務所など

※消防用設備等点検結果報告義務違反について（消防法第44条第11号、同法45条第3号）

- 点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金

### <点検の手順>

事前に	<ul style="list-style-type: none"><li>● 点検実施者と日時、手順などを打ち合わせます。</li><li>● 建物内の人々や利用する人たちに点検の実施予定を知らせます。</li></ul>
点検時に	<ul style="list-style-type: none"><li>● 点検実施者が点検に必要な器具や資格を所持しているかを確認します。</li><li>● 必ず立ち会って定められた点検基準・点検要領に従って、適正な点検が行われているかを確認します。</li></ul>
終了時に	<ul style="list-style-type: none"><li>● 消防用設備等・特殊消防用設備等が元の状態に復元されていることを確認します。</li><li>● 不良個所があった場合は、すみやかに改修します。</li><li>● 点検済票（ラベル）が貼付されていることを確認します。</li><li>● 点検票等は、維持台帳に綴じて保存します。</li></ul>